

○杉戸町いじめ防止等のための組織に関する条例

平成29年3月29日

条例第6号

改正 平成30年3月30日条例第4号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 杉戸町いじめ問題対策連絡協議会（第2条―第10条）

第3章 杉戸町いじめ問題対策調査委員会（第11条―第18条）

第4章 杉戸町いじめ問題再調査委員会（第19条―第24条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、本町におけるいじめ防止等のための取組の一層の充実を図るため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の規定に基づき、杉戸町が設置する杉戸町いじめ問題対策連絡協議会、杉戸町いじめ問題対策調査委員会及び杉戸町いじめ問題再調査委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 杉戸町いじめ問題対策連絡協議会

（設置）

第2条 法第14条第1項の規定に基づき、杉戸町いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第3条 連絡協議会は、法第14条第1項に規定するいじめの防止等に関係する機関及び団体相互の連絡調整を図るものとする。

（組織）

第4条 連絡協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから杉戸町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。

(1) 杉戸町立小・中学校長会を代表する者

- (2) 杉戸警察署を代表する者
- (3) 児童福祉関係者
- (4) 杉戸町PTA連合会を代表する者
- (5) 杉戸町青少年健全育成連絡協議会を代表する者
- (6) 杉戸町職員

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 連絡協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、連絡協議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 連絡協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 連絡協議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 連絡協議会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 連絡協議会の庶務は、教育委員会学校教育課にて処理する。

(委任)

第10条 この章に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

第3章 杉戸町いじめ問題対策調査委員会

(設置)

第11条 法第14条第3項及び法第28条第1項の規定に基づき、杉戸町いじめ問題対策調査委員会（以下「対策調査委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第12条 対策調査委員会は、教育委員会の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 法第14条第3項に規定するいじめの防止等のための対策に関すること。
- (2) 法第28条第1項各号に規定する重大事態に関すること。

(組織)

第13条 対策調査委員会は、委員5人以内をもって組織する。

- 2 委員は、専門的知識及び経験を有する者並びに教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。

(臨時委員)

第14条 教育委員会は、対策調査委員会に特別の事項を調査審議させるため、必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。
- 3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了するまでとする。

(会議)

第15条 対策調査委員会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 対策調査委員会は、委員（臨時委員を除く。次項において同じ。）の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 対策調査委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 対策調査委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第16条 対策調査委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(委任)

第17条 この章に定めるもののほか、対策調査委員会の運営に関し必要な事項は、会長が対策調査委員会に諮って定める。

(準用)

第18条 第5条、第6条及び第8条の規定は、対策調査委員会について準用する。

この場合において、第6条第1項及び第2項中「連絡協議会」とあるものは「対策調査委員会」と、第8条中「委員」とあるものは「委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。

第4章 杉戸町いじめ問題再調査委員会

(設置)

第19条 法第30条第2項の規定に基づき、杉戸町いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第20条 再調査委員会は、町長の諮問に応じて、第12条第2号に掲げる事項に係る調査の結果について調査審議する。

(任期)

第21条 委員の任期は、委嘱の日から第20条の町長の諮問に対し再調査委員会が最終的な答申を行う日までとする。

(庶務)

第22条 再調査委員会の庶務は、人権・男女共同参画推進課において処理する。

(委任)

第23条 この章に定めるもののほか、再調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が再調査委員会に諮って定める。

(準用)

第24条 第6条、第8条及び第13条から第15条までの規定は、再調査委員会について準用する。この場合において、第6条第1項中「連絡協議会に会長及び副会長」とあるのは「再調査委員会に委員長及び副委員長」と、同条第2項中「会長」とあるのは「委員長」と、「連絡協議会」とあるのは「再調査委員会」と、同条第3項中「副会長」とあるのは「副委員長」と、「会長」とあるのは「委員長」と、第8条中「委員」とあるのは「委員及び臨時委員」と、第13条第1項中「対策調査委員会」とあるのは「再調査委員会」と、同条第2項中「教育委員会」とあるのは「町長」と、第14条第1項中「教育委員会は、対策調査委員会」とあるのは「町長は、再調査委員会」と、同条第2項中「教育委員会」とあるのは「町長」と、第15条第1項中「対策調査委員会は、会長」とあるのは「再調査委員会は、委員長」と

と、同条第2項から第4項までの規定中「対策調査委員会」とあるのは「再調査委員会」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(杉戸町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

- 2 杉戸町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和35年杉戸町条例第13号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成30年3月30日条例第4号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。